税金の納付を忘れていませんか?

~税の滞納処分を強化しています~

税金や各種使用料は、町民のみなさんの福祉や教育など、生活に 必要なさまざまな活動に使われるたいへん貴重な財源です。町では 11月に「滞納整理特別対策本部」を設置して催告書の発送や自宅・ 勤務先への訪問を行い、納付に応じない方については給与、預貯金、 動産等の差押えも視野に入れ、収納の向上を図っています。



平成24年度町税収納状況

平成24年度の町税収納額は6億9,867万円余りで、収納率は98.2%です。ほとんどの納税者のみなさんが年度内に納 めていただいているなか、毎年約2%の滞納が積み重なりその総額は3.959万円余りとなっています。

町では、納期内納税をいただいている9割以上の町民のみなさんとの公平性を確保するため、滞納者には財産差押え などの滞納処分を行い、強制的に税金を徴収しています。

一滞納処分の流れー

(町税などを納期限までに納付しない場合)

催促・催告

納期限を過ぎると催促状 や催告書を発送します。



財産調査

給与や預貯金、動産など の財産調査を実施します。



滞納処分

発見できた財産の差押え を行います。



換価処分

差押えた財産を換金し、 滞納分へ充てます。

インターネット公売を活用

滞納処分のひとつとして、平成21年よりインターネットを 利用した公売を実施しています。

ヤフーオークション(官公庁オークション)で全国へ情報 を提供することで、通常の公売より換価率(落札価格を見積 価格で除した割合 が高くなるのが特徴です。町では、これ までに21回実施し、328件110万円余りを税金に充てました。 今後も継続して行い、滞納整理に努めていきます。

行政サービスの制限

納税の公平性を確保するため、滞納者に対して「町営住宅 の新規入居を制限「国民健康保険証の有効期間短縮」などの 制限を加えています。

事情がある場合は相談を

特別な事情で納期限までに納められないときは、財務課税 務係までご相談ください。

■コンビニで納税ができます

平成24年度より全国のコンビニエンスストアで も納税できるようになりました。営業時間内であ れば土、日、祝日、夜間でも納付できます。

[利用できるコンビニエンスストア]

■便利な口座振替をご利用ください

預金口座から町税等を自動的に納付する方法です。一 度手続すると、翌年度以降分も自動的に継続され、納期 のたびに金融機関等へ行く必要がなくなります。

[取扱金融機関]

セイコーマート・セブンーイレブン・ローソンなど | 北海道銀行羽幌支店 / 留萌信用金庫羽幌支店 / 羽幌郵便局

🔁 相談・お問い合わせ 財務課税務係 🕿 68-7002(課直通) 🖂 z-zaimu@town.haboro.lg.jp